

# 米国子会社の 会計・税務

## KWC パートナーズ, LLP 会計事務所

吉崎 谷寿子 (Yasuko Yoshizaki)  
KWC Partners, LLP マネージャー  
税務、会計監査、全般を担当。米国公認会計士。

### 第 29 回 駐在員の給与

国税庁『平成 22 年分民間実態統計調査』では平成 22 年（平成 22 年 12 月 31 日現在）の総平均年収は 412.0 万円で、しばらく右肩下がりが続く中、前年の 405.9 万円から 7.7 万円の増加となったそうです。また、ある統計によると日本の業種・業界別平均収入ランキング（平成 21 年版）のトップ 5 は 1 位総合商社で 1,115 万円、2 位テレビ・放送 909 万円で、3 位石油、4 位ビール、5 位損害保険と続く結果でした。ところで駐在員の給与は …。

#### 【ネット保障】

米国駐在時の給与は多くのケース、会社の規定に従って手取額を保障されています。弊社でも手取額（ネット）をいただき、税金等の源泉徴収がされた後の手取が保障された金額になるよう

に額面（グロス）を算出します。このことをグロスアップ、と呼んでいます。

	Single	Married (MFJ)
Gross Wage	54,000	50,233
Tax Rate	20%	14%
Tax	10,800	7,033
Net	43,200	43,200

現在日米保障協定により FICA、MEDICARE 税（2011 年 5.65 %）の源泉徴収は無く、連邦、州（または市）の所得税と失業保険、傷害保険などの従業員負担分のみです。上記はネットが \$ 43,200（月額 \$3,600）の場合の独身と夫婦合算申告の場合のグロスアップの計算で、 $GROSS=NET \times (100\% - TAX RATE)$  が計算式です。税率は申告身分によって異なり、また累進課

税ですので収入によっても異なることから、ネットは同じでも税率の違いがグロスに現れます。

#### 【GROSS UP の注意点】

駐在員の場合、グロスアップの元になるネットには何が含まれるか、には注意が必要です。基本的に税法上除外される項目以外、または除外される金額以上は、給与に含まれ課税対象となります（Form W-2 で報告）。

グロスアップ対象のベネフィットは大体的場合、米国赴任中の住宅費で会社が負担しています。その他は、会社所有の車の提供、引越費用、一時帰国の旅費、現地社員には払われない駐在員のためのベネフィット（医療費など）で、待遇のよい会社では家族の英語教育費を負担するところもあります。これらは現金で受け取っても、会社が直接相手先に支払っているものでも同じで、すべて給与とみなされ課税対象です。ネットに含めグロスアップします。会社所有の車を従業員に提供する場合、ビジネス使用部分（営業のための使用等）は、会社にとって必要経費ですが、通勤部分は給与扱いとなります。

また、米国居住者の身分での申告は米国市民と同様の扱いとなり、全世界の収入が課税対象となるため日本支給

	Single	Married (MFJ)
Gross Wage	111,892	102,222
Tax Rate	26%	19%
Tax	29,092	19,422
Benefit	39,600	39,600
Net	43,200	43,200

の給与も申告します。上記は先ほどの手取給与に月額で家賃 \$ 2,000、車の個人使用部分 \$ 300、日本支払給与 \$ 1,000 があると、グロスアップしたものです。手取は変わりませんが額面は \$ 100,000 を超えています。

ここで気をつけたいのは帰任後日本で受取りのボーナスです。日本に帰った後に受け取るので忘れがちですが、このボーナスの査定期間の内米国勤務期間は米国源泉の給与とみなされるため期間按分した額をネットに含め、帰国後所得として報告します。申告時に追徴が出ないように申告漏れが無いか一度ご確認ください。

（注：本稿は税務に関する特定の個人あるいは企業を対象としたアドバイスを目的としておりません。また本稿は納税者に賦課されたペナルティを回避することを目的としていないため、そのような目的で本稿を使用することは出来ません。）